

大宜味村農業委員会だより (12月号)

12月の各種申請締切は
10日(木)です。

第 16 期第 37 回農業委員会総会結果 開催日：9 月 25 日			
番号	議案	件数	可決数
91	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について	8	8
92	一時転用承認願申請書について	1	1

9月の申請地域
田嘉里・謝名城・
喜如嘉・田港・大保



田嘉里



田港



大保



謝名城

第 17 期第 2 回農業委員会総会結果 開催日：10 月 26 日			
番号	議案	件数	可決数
5	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について	1	1

10月の申請地域
白浜



白浜



農地の適正な管理について

農地の所有者及び使用者は、**農地を守る義務が農地法によって定められています**ので、適正な農地の維持管理に努めましょう。耕作放棄された農地から雑草が生い茂ると、車両等の通行の妨げになったり、種の飛散や害虫の発生源になります。また、近年増え続けるイノシシなど有害鳥獣の隠れ場所になったりと、近隣の農地の所有者及び使用者に迷惑がかかります。

所有者がお亡くなりになられている場合は、相続人の方が管理をお願いします。
農地は耕作や保全管理をせず、放置したままにしておくと、農地としての復旧は困難となり、農地を貸したり売ったりする場合に支障をきたします。
管理することが難しい場合は、担い手へ農地を貸し出す事も検討してみましょう。
保全管理を目的に貸し出しすることも可能です。



化学肥料共同購入について

《産業振興課より》

村では農業振興を図る目的として、下記の要領で化学肥料の購入補助を行ないます。
共同購入をすると村より購入額の 2 割を補助します。この機会に是非申込下さい。

化学肥料名：みかん専用 1 号 20 kg/袋
申込期間：令和 2 年 12 月 1 日 (火) ~ 令和 2 年 12 月 11 日 (金)
引渡期間：令和 2 年 12 月 1 日 (火) ~ 令和 2 年 12 月 25 日 (金)
購入対象者：大宜味村内に住所を有する者。



みかん専用1号

令和2年度 農業者等と農業委員会との意見交換会を開催しました

11月16日（月）旧大宜味小学校体育館において、農業者等との意見交換会を開催しました。

この意見交換会は、農業者が抱える課題や要望を収集し、大宜味村の農業者が安心して営農できる農業施策の実現を求める「農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」への意見反映を目的として開催しました。

今回の意見交換会で集められた意見や要望を基に意見書を作成し、今月中に村長へ提出する予定です。

お忙しい中ご参加いただきありがとうございました。



農地中間管理事業について

「農地を貸したいけれど借り手が見つからない」、「借りている農地が分散していてまとめたがどうしたらいいかわからない」等、農地の出し手、受け手、それぞれの悩みを解決するため、農地中間管理事業（機構）を通じて、農地を担い手に面的に集約し、安心な農地の貸し借りと効率的で力強い地域農業を実現しましょう。



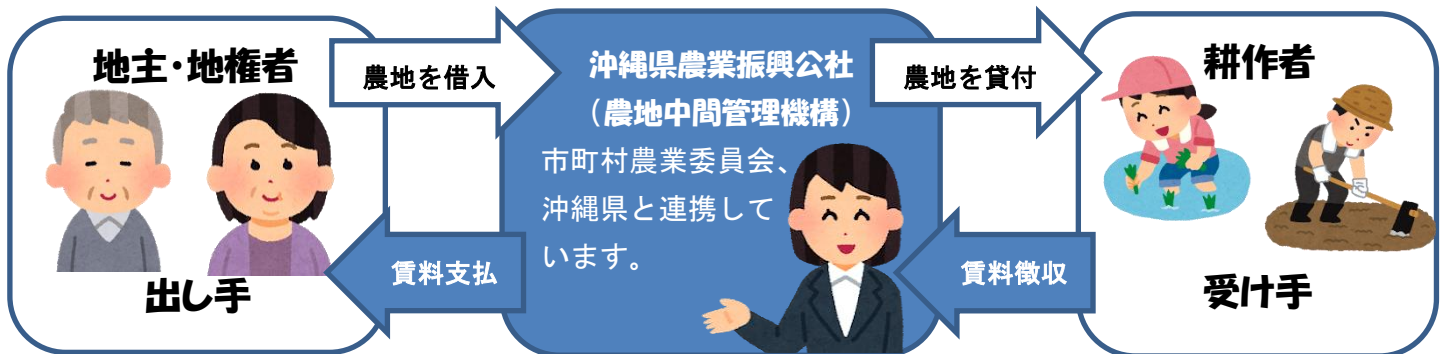
〈農地中間管理事業で農地を貸すメリット〉

- 決まった年数だけ貸し出すことができます。契約期間が終了すれば農地は確実に戻ります。
- 機構が責任をもって預かり、認定農業者など適切な受け手を選定し、転貸します。
- 契約期間中の賃料は、機構が責任を持って所有者にお支払いします。
- 面倒な賃貸借の手続き・管理も機構が行いますので安心です。

〈農地中間管理事業で農地を借りるメリット〉

- 地域の農地が機構に集まれば、機構を通じて面的にまとまった農地を借り入れ、コスト低減や規模拡大等、経営改善につながります。
- 農地地権者との交渉や、書類作成も機構が行います。
- 複数の地権者の農地を借りる場合でも、機構を通じて借りれば賃借料の支払先を一元化できます。

～中間管理事業の仕組み～



〈農地中間管理事業でお貸しする耕作者（受け手）の要件〉

- 認定農業者、認定新規就農者、今後認定予定の方、人・農地プランに位置づけされた担い手、公募への応募者（随時受け付け中）。

お問い合わせ先 産業振興課 農地中間管理事業 担当 比嘉ゆかり ☎ 44-3477(農業委員会内)

編集・発行 〒905-1392 大宜味村字大兼久 157 番地 大宜味村農業委員会 ☎ 0980-44-3477